

## 「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託

### 2 委託業務概要

#### (1) 業務目的

「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」(主催：(公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会及び日本政府観光局)において、北関東三県広域観光推進協議会(以下「協議会」という。)で商談会の実施並びに展示会ブースへ出展し、茨城県、栃木県及び群馬県の観光素材等の魅力を発信することにより、北関東三県への観光誘客を図る。

#### (2) 業務内容

ア 「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展概要

##### ① 開催概要

本イベントは「世界のツーリズムをリードする」観光総合イベントとして、観光業界はもとより、日本全国、世界各国のビジネスパーソンが「観光」を軸に集結し、国内・海外・訪日の観光需要喚起、持続可能な地域の発展を目指す展示会。

##### ② 会期

令和4年9月22日(木)～25日(日)

##### ③ 場所

東京ビッグサイト東展示棟(東京都江東区有明3-11-1)

##### ④主催

(公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会、日本政府観光局

##### ⑤出展内容

上記イベントにてブースを出展し、商談及び観光PRを行う。

※業界日(商談会)は令和4年9月22日(木)～9月23日(金)の2日間

※一般日(展示会)は令和4年9月24日(土)～9月25日(日)の2日間

イ 企画デザインの提案

商談会及び展示会出展ブースの装飾面積を考慮し、以下の内容を踏まえて提案すること。

##### ① 商談会及び展示会

- ・全13小間(各県4小間、(一社)草津温泉観光協会1小間)で提案すること。(1小間3m×3mで積算し、小間(スペース)渡し装飾方式とする。)
- ・協議会が所有するロゴおよびキャッチコピー(別添1)を使用すること。
- ・協議会と協議の上、決定した企画デザイン及び出展内容等について、別途定める期日までに装飾施行図面及びその他必要書類を作成し、別途指定する箇所へ提出すること。

## ② 商談会

- ・商談会は、ブース内に設置する商談用スペースを10セット以上とし、できる限りのセット数を設けること。ただし、オンライン商談にも対応可能とすること。
- ・オンライン商談を円滑に行うため、事務局を通じてインターネット専用回線を手配すること。

## ③ 展示会

- ・北関東三県の歴史、自然、グルメ等魅力ある観光素材を効果的にPRすること。
- ・ブース運営に必要なスタッフ（MCを含む）を手配すること。
- ・観光PRステージを設けること。なお、具体的な出演調整は、協議会と連携しながら行うとともに、その際に発生する謝礼金等の経費も委託料に含めること。
- ・A4パンフレットが150種類程度掲示できるスペース及び備品等を確保すること。
- ・滞在性や回遊性の高いレイアウトにし、来場者の動線が円滑になるよう工夫すること。また、インパクトのあるブースにするため、高さ等の空間も有効に活用し、来場者を惹きつける装飾を施すこと。
- ・海外の旅行業関係者向けに装飾の一部に多言語表記も明記すること。

## ウ ブース設営・撤去・備品等の搬出入

設営・搬入日：令和4年9月21日（水）

撤去・搬出日：令和4年9月25日（日）

- ・別途電気工事やインターネット専用回線費用など、イベントに必要な経費は委託費に含めて良い。
- ・設備や各種費用など必要な情報は「ツーリズムEXPO ジャパン推進室」に確認すること。
- ・設営に必要な観光素材等は受託者で手配すること。
- ・ブース内にバックヤード（物販品保管等）及び映像放映設備（観光PR動画放映等）を設けること。
- ・最終的なブースレイアウトは、出展者説明会后、協議会と協議の上、決定すること。

## エ その他

- ・ブース出展申し込みは協議会で行い、出展料は、協議会が負担する。
- ・出展者説明会等に参加すること。
- ・主催者に対する出展内容の報告、許可申請、各種支払（ブース出展料以外）等の手続きを行うこと。
- ・その他出展に付帯する業務を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うこと。

オ 事業実施報告書の作成、提出

業務完了後、事業実施報告書を作成の上、以下のとおり提出すること。

<提出物>

- ・紙 各県3部
- ・電子データ 各県1部

<提出先>

▼栃木県産業労働観光部観光交流課

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20

TEL : 028 - 623 - 3305 / FAX : 028 - 623 - 3306

E - Mail : [kanko@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kanko@pref.tochigi.lg.jp)

▼群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課

〒371 - 8570 群馬県前橋市大手町1 - 1 - 1

TEL : 027 - 226 - 3381 / FAX : 027 - 223 - 1197

E - Mail : [kankouka@pref.gunma.lg.jp](mailto:kankouka@pref.gunma.lg.jp)

▼茨城県営業戦略部観光物産課

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978 - 6

TEL : 029 - 301 - 3622 / FAX : 029 - 301 - 3629

E - Mail : [kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp)

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年10月31日(月)まで

(4) 特記事項

- ・当委託業務の契約に関する費用(印紙代を含む)は、受託者の負担とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催が中止となった場合、その通知を受けた時点で委託業務が終了したものと見なし、(2)オをもって、それまでにかかった実費のみを支払うこととする。